

# さいたま市特別職報酬等審議会

## <第1回 資料>

開催日：令和4年10月6日（木）

場 所：さいたま市役所本庁舎2階 特別会議室



# <資料目次>

## 1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等

・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給	2
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	3
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	7

## 2. 政令指定都市の特別職職員の月例給・特別給

・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	1 1
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（議長、副議長、議員）	1 5
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	2 0
・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較	2 2
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	2 3

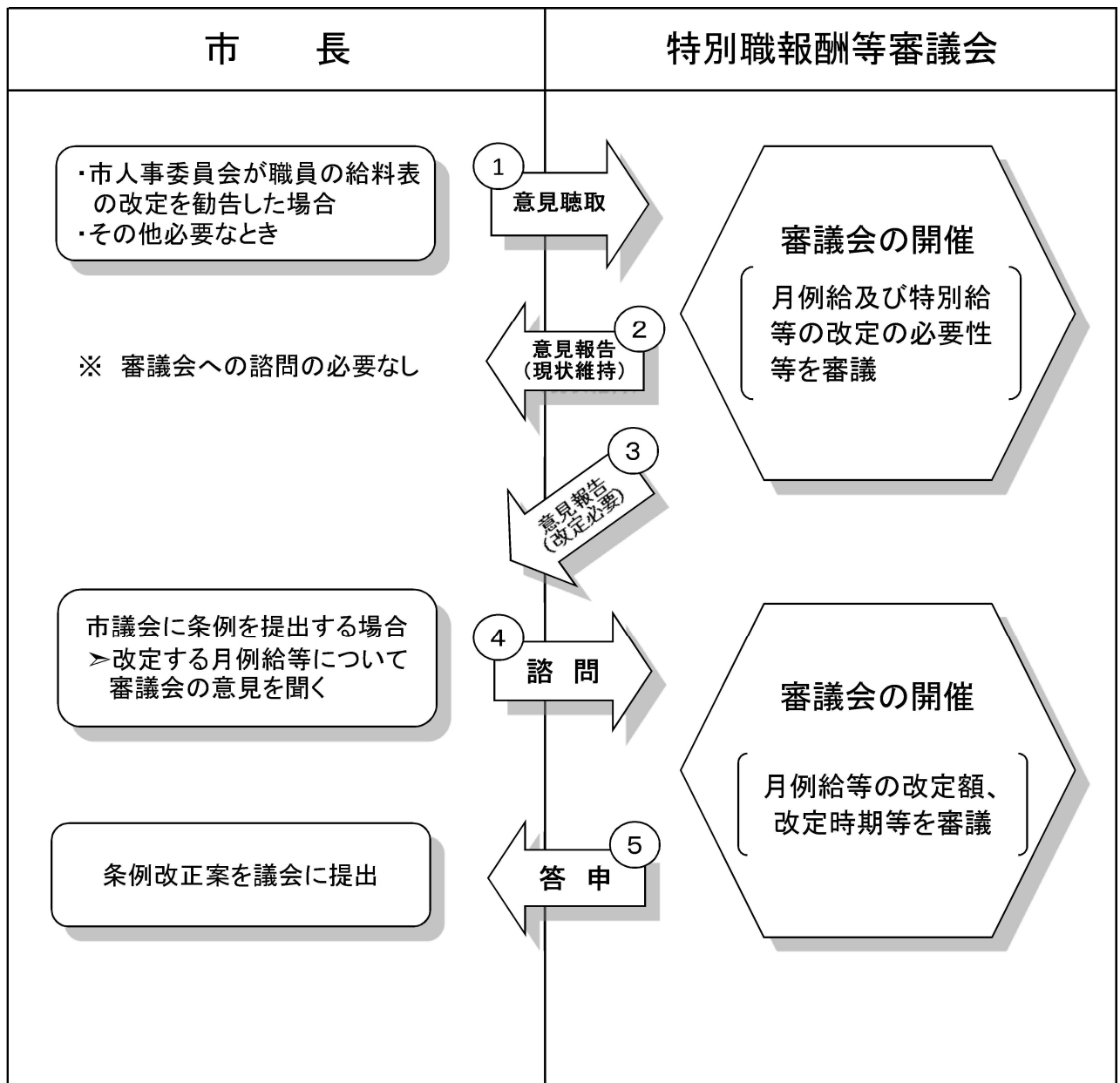
## 3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）

・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（令和3年度実績）	2 5
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	2 6
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	2 7
・ 令和3年議会運営状況	2 8
・ 議員の活動内容	3 0
・ さいたま市議会議員の所得分布	3 1
・ 地方議会・地方議員の在り方について	3 2

## 4. 消費者物価指数・財政状況

・ 消費者物価地域差指数	3 3
・ さいたま市の消費者物価指数の推移	3 5
・ さいたま市の財政状況	3 6

# 特別職報酬等審議会の流れ



## 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給

	市長・副市長	市議会議員
月例給	給料	議員報酬
	地域手当(※)	—
特別給	期末手当	期末手当

(※)市長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例による。

### 【参考】

市長等の地域手当 : 給料 × 支給割合(15%・・・国基準と同様)

### ※ 地域手当

- ・地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当
- ・国では一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職に対しても支給

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等			
	(2-1) 開催 回数	(2-2) 審議結果等		
		月 例 給		特 別 給
審議結果	理 由	審議結果	理 由	
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	国準拠方式への変更 職務の特殊性、責任を考慮し、一般職職員に準拠した支給方式から国準拠方式への変更が妥当と答申
17	特別職報酬等審議会の開催なし			
18	特別職報酬等審議会の開催なし			
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—
25	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—
26	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申

と改定状況等①

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】(4) 一般職の給与の改定状況				【参考】(5) 国の指定職(事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
(給料・議員報酬) H16. 7. 1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	(給料・議員報酬) H16. 7. 1～ ・市長、副市長 3. 30月 ・市議会議員 3. 30月	(据置き)	0. 00	(据置き)	4. 40月	(据置き)	3. 30月
		△ 0. 45 (引下げ)	△ 0. 45	0. 05月 (引上げ)	4. 45月	0. 05月 (引上げ)	3. 35月
		△ 0. 11 (引下げ)	△ 0. 56	(据置き)	4. 45月	(据置き)	3. 35月
(給料・議員報酬) H20. 1. 1～ (5. 1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4. 60 給与改定分 0. 06	△ 5. 10	0. 05月  (引上げ)	4. 50月	(据置き)	3. 35月
—	—	(据置き)	0. 00	(据置き)	4. 50月	(据置き)	3. 35月
—	(期末手当年間支給月数) H21. 12. 1～ (0. 20月引下げ) ・市長、副市長 3. 10月 ・市議会議員 3. 10月	△ 0. 19 (引下げ)	△ 0. 19	△0. 35月  (引下げ)	4. 15月	△0. 25月  (引下げ)	3. 10月
—	(期末手当年間支給月数) H22. 12. 1～ (0. 15月引下げ) ・市長、副市長 2. 95月 ・市議会議員 2. 95月	△ 0. 28 (引下げ)	△ 0. 47	△0. 20月  (引下げ)	3. 95月	△0. 15月  (引下げ)	2. 95月
—	—	△ 0. 30 (引下げ)	△ 0. 77	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	—	(据置き)	△ 0. 77	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	—	(据置き)	△ 0. 77	(据置き)	3. 95月	(据置き)	2. 95月
—	(期末手当年間支給月数) (0. 15月引上げ) ・市長、副市長 3. 10月 (H27. 4. 1～) ・市議会議員 3. 10月 (議会が施行を保留)	0. 45 (引上げ)	△ 0. 32	0. 15月  (引上げ)	4. 10月	0. 15月  (引上げ)	3. 10月

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等					
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等				
		審議結果	月例給		特別給	
	理由		審議結果	理由		
27	2回	据置き・引下げ	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申		引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
28	2回	据置き	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告		引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申
29	2回	据置き	一般職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告		引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
30	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職員の給与が据え置かれており、昨年度の状況と大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告		引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R1	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職員の給与が据え置かれており、今年度の状況も大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告		引上げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、市議会議員は0.10月分の引上げを答申
R2	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告		引下げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、市議会議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申
R3	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告		引下げ	国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引下げを答申
R4						

※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。



と改定状況等②

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職 (事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の 年間支給月数	改定月数	改定後の 年間支給月数
(給料) H28. 4. 1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当年間支給月数) H27. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20  (引上げ)	△ 0.12	0.10月  (引上げ)	4.20月	0.05月  (引上げ)	3.15月
—	(期末手当年間支給月数) H28. 12. 1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	0.35  (引上げ)	0.23	0.10月  (引上げ)	4.30月	0.10月  (引上げ)	3.25月
—	(期末手当年間支給月数) H29. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.22  (引上げ)	0.45	0.10月  (引上げ)	4.40月	0.05月  (引上げ)	3.30月
—	(期末手当年間支給月数) H30. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.35月 ※議員は改定なし	(据置き)	0.45	0.05月  (引上げ)	4.45月	0.05月  (引上げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R1. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 R3. 4. 1～ (0.10月引上げ) ・市議会議員 3.40月	(据置き)	0.45	0.05月  (引上げ)	4.50月	0.05月  (引上げ)	3.40月
—	(期末手当年間支給月数) R2. 12. 1～ (0.05月引下げ) ・市長、副市長 3.35月 R3. 4. 1～ (0.05月引下げ) ・市議会議員 3.35月	(据置き)	0.45	△0.05月  (引下げ)	4.45月	△0.05月  (引下げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R3. 12. 1～ (0.10月引下げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	(据置き)	0.45	△0.15月  (引下げ)	4.30月	△0.10月  (引下げ)	3.25月
		0.23  (人事委員会勧告)	0.68	0.10月  (人事委員会勧告)	4.40月	0.05月  (人事院勧告)	3.30月

# 一般職職員の給与の改定の仕組み

## 1 市人事委員会による給与勧告

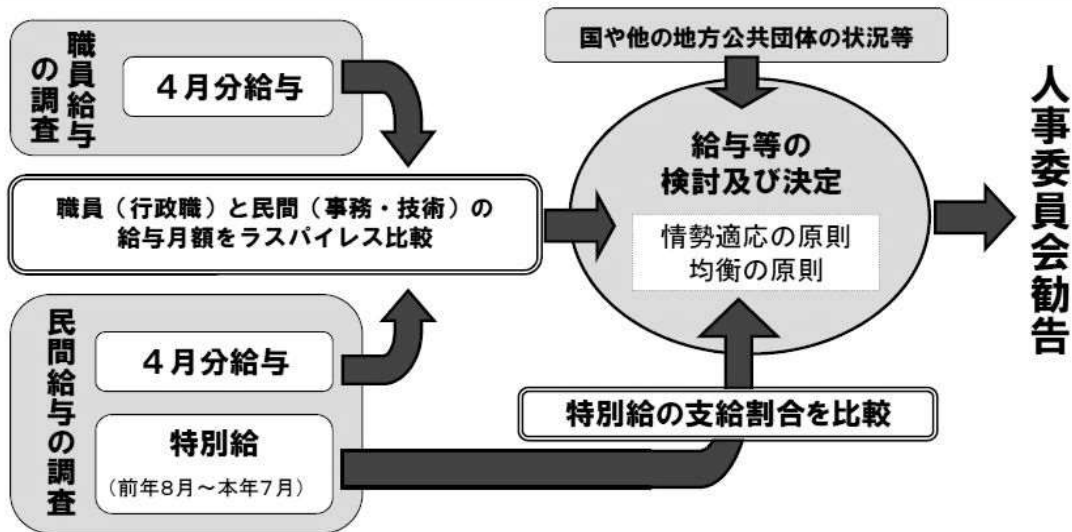
### ① 給与勧告の手順

#### (1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

#### (2) 特別給を比較

民間の特別給の前年8月から本年7月までの支給実績を把握し、民間の年間支給割合(月数)に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### ② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

## 2022年職種別民間給与実態調査

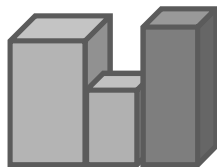
(R4.4.25から6.17まで調査を実施)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



市内476事業所中  
120事業所



事務・技術  
4,607人



研究・教育等  
166人

事業所ごとのボーナスの調査  
(R3.8～R4.7支給分)

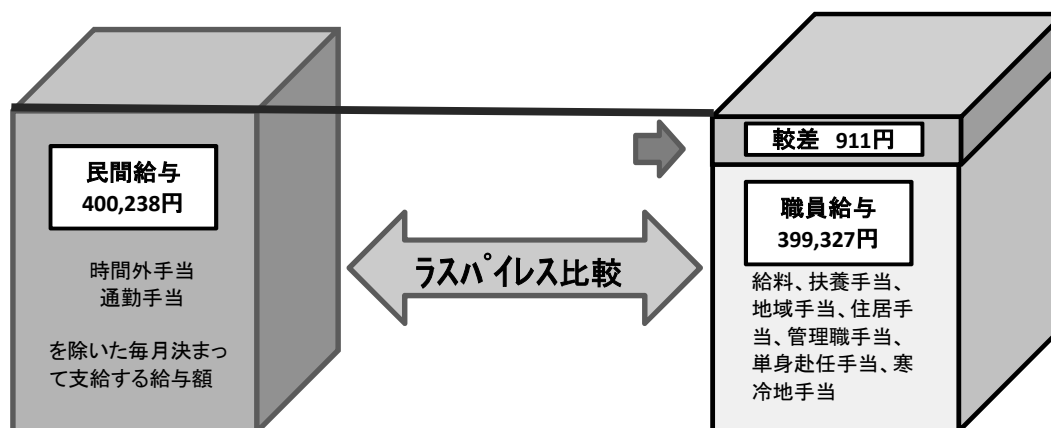
従業員ごとの4月分給与の調査  
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

### ③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

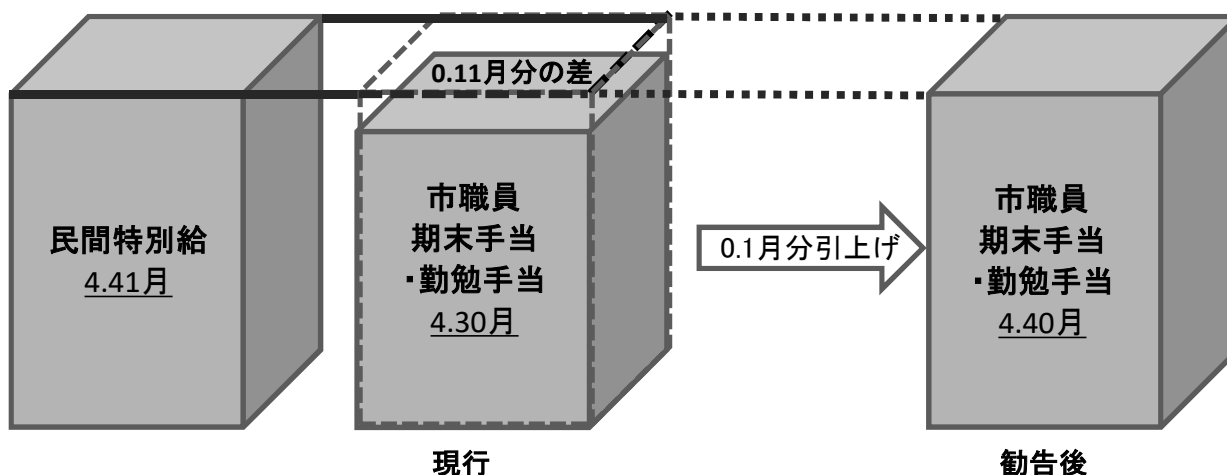
#### ・月例給

本年の民間給与との較差 911円(0.23%)を解消するため、給料表の引上げ改定を行うこととする。



#### ・特別給

本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.11月分下回っているため、支給月数を引き上げることとする。



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を「二捨三入」、「七捨八入」する。

(例) 4.43月～4.47月⇒4.45月      4.48月～4.52月⇒4.50月

## ④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

### 令和4年給与勧告まとめ

#### 1 改定の方針

- ・ 給与月額、民間給与との較差(911円、0.23%)を解消するため、給料表を引上げ改定

#### 2 特別給

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ、勤勉手当に反映(4.30月分 → 4.40月分)  
※ 再任用職員は除く。

#### 3 実施時期

- ・ 令和4年4月1日から実施。ただし、特別給については、令和4年12月期の支給に関する改定は、この改定を実施するための条例の公布日から、令和5年6月期以降の支給に関する改定は令和5年4月1日から実施

## 2 給与勧告の実施状況(行政職給料表)

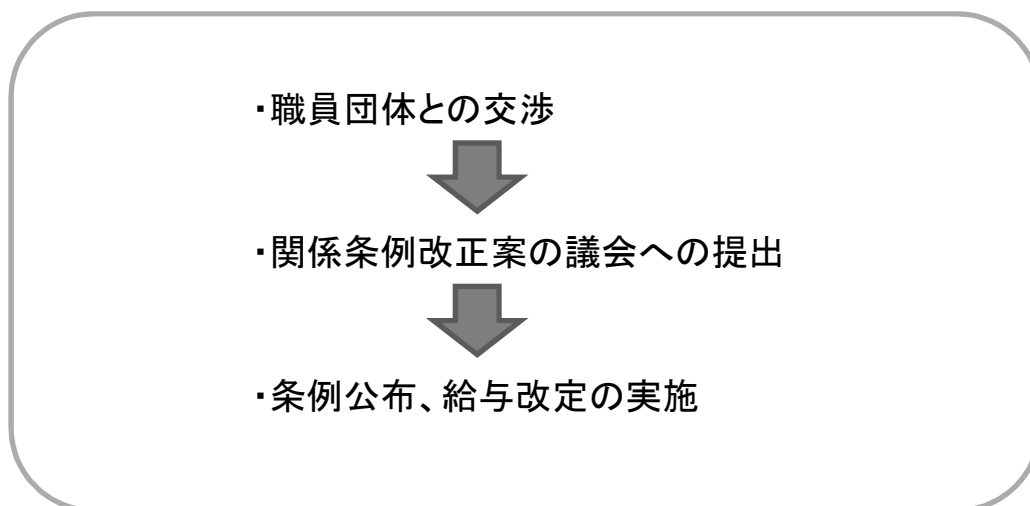
本年は、月例給については5年ぶり、特別給については3年ぶりのプラス改定となりました。

	給 与 月 額		期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)		平均年間給与額の 増減
	金額	増減率	月数	較差	金額
平成15年	△4,898円	(△1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円	(0.00%)	据置き	(0.02月)	—
平成17年	△1,921円	(△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円	(△0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円	(0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円	(0.01%)	据置き	(0.02月)	—
平成21年	△791円	(△0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円	(△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円	(△0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円	(0.05%)	据置き	(0.02月)	—
平成25年	据置き△87円	(△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和2年	据置き△103円	(△0.03%)	4.45月	(△0.05月)	△2.0万円
令和3年	据置き△82円	(△0.02%)	4.30月	(△0.15月)	△5.9万円
令和4年	911円	(0.23%)	4.40月	(0.10月)	5.4万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

### 3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる



政令指定都市の市長及び副市長の給料月額等 (R4. 4. 1時点)

(単位:円)

< 市長 >

区分	給料月額				適用日	月例給			年間支給額		
	改定前	現行	改定率	給料月額		地域手当		月例給×12	特別給(期末手当)支給月数	年額	総額
						支給割合	月額				
札幌市	1,140,000	1,280,000	12.3%	1,280,000	H4.12.1	3%	38,400	15,820,800	3.25	6,181,760	22,002,560
仙台市	1,330,000	1,310,000	-1.5%	1,310,000	H18.4.1	3%	39,300	16,191,600	3.25	6,326,644	22,518,244
新潟市	1,163,000	1,167,000	0.3%	1,167,000	H28.4.1	0%	0	14,004,000	2.90	4,061,160	18,065,160
千葉市	1,300,000	1,317,000	1.3%	1,317,000	H30.4.1	0%	0	15,804,000	4.30	6,795,720	22,599,720
川崎市	1,250,000	1,200,000	-4.0%	1,200,000	H29.4.1	16%	192,000	16,704,000	3.25	6,403,800	23,107,800
横浜市	1,428,000	1,599,000	12.0%	1,599,000	H28.4.1	0%	0	19,188,000	4.30	8,250,840	27,438,840
相模原市	1,088,000	1,142,000	5.0%	1,142,000	H9.4.1	12%	137,040	15,348,480	3.20	5,825,112	21,173,592
静岡市	1,160,000	1,250,000	7.8%	1,250,000	H19.4.1	0%	0	15,000,000	4.25	6,375,000	21,375,000
浜松市	1,160,000	1,277,000	10.1%	1,277,000	H19.4.1	0%	0	15,324,000	4.535	5,791,195	21,115,195
名古屋市長	1,494,000	1,467,000	-1.8%	1,467,000	H19.4.1	15%	220,050	20,244,600	3.25	7,771,432	28,016,032
京都市	1,300,000	1,390,000	6.9%	1,390,000	H8.7.1	10%	139,000	18,348,000	3.25	7,092,474	25,440,474
大阪市	1,420,000	1,669,000	17.5%	1,669,000	H27.12.19	0%	0	20,028,000	4.10	8,211,480	28,239,480
堺市	1,090,000	1,190,000	9.2%	1,190,000	H9.4.1	10%	119,000	15,708,000	4.30	6,754,440	22,462,440
神戸市長	1,250,000	1,410,000	12.8%	1,410,000	H4.5.1	12%	169,200	18,950,400	4.25	8,053,920	27,004,320
岡山市	1,240,000	1,160,000	-6.5%	1,160,000	H21.8.1	3%	34,800	14,337,600	4.30	6,165,168	20,502,768
広島市長	1,280,000	1,310,000	2.3%	1,310,000	H8.1.1	3%	39,300	16,191,600	4.30	6,962,388	23,153,988
北九州市	1,340,000	1,230,000	-8.2%	1,230,000	H26.11.1	3%	36,900	15,202,800	3.20	5,750,496	20,953,296
福岡市長	1,350,000	1,300,000	-3.7%	1,300,000	H21.4.1	10%	130,000	17,160,000	3.25	6,633,250	23,793,250
熊本市	1,188,000	1,190,000	0.2%	1,190,000	H31.4.1	0%	0	14,280,000	3.25	4,641,000	18,921,000
平均	1,261,632	1,308,316	3.7%	1,308,316	—	—	68,157	16,517,678	3.720	6,528,804	23,046,482
さいたま市長	1,243,000	1,210,000	-2.7%	1,210,000	H28.4.1	15%	181,500	16,698,000	3.25	6,409,974	23,107,974

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	1,420,000	-1.4%	1,420,000	H18.4.1	0%	0	17,040,000	3.25	6,691,750	23,731,750
-------	-----------	-----------	-------	-----------	---------	----	---	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料月額等 (R4. 4. 1時点)

< 副市長 >

(単位:円)

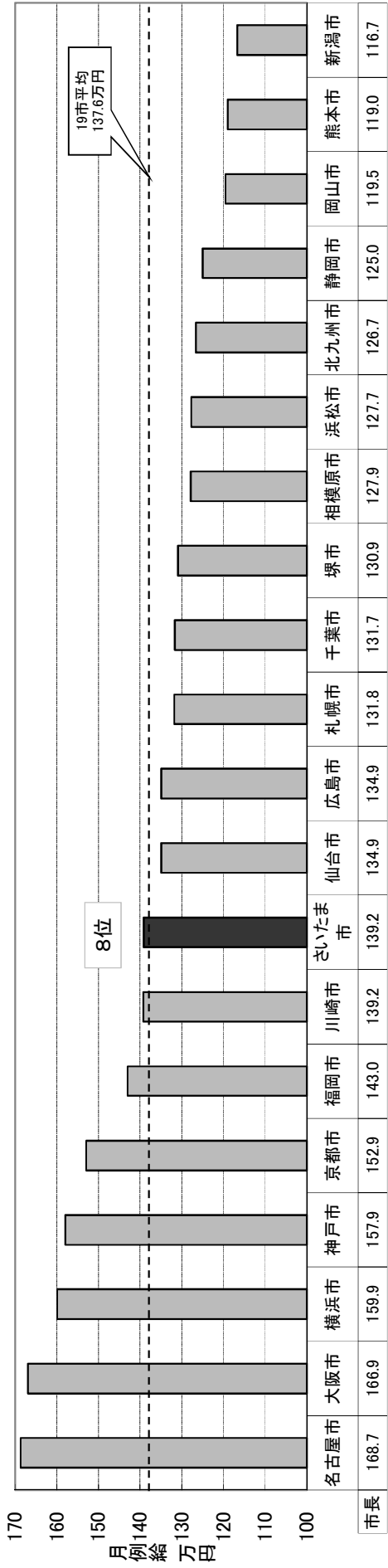
区分	給料月額				適用日	月例給			年間支給額			
	改定前	現行	改定率	給料月額		支給割合	地域手当	月例給 × 12	特別給(期末手当)支給月数	総額	年額	
											総額	総額
札幌市	920,000	1,030,000	12.0%	1,030,000	H4.12.1	3%	30,900	12,730,800	3.25	⑫	4,974,384	17,705,184
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	1,020,000	H18.4.1	3%	30,600	12,607,200	3.25	⑬	4,926,090	17,533,290
新潟市	939,000	942,000	0.3%	942,000	H28.4.1	0%	0	11,304,000	2.90	⑳	3,278,160	14,582,160
千葉市	1,050,000	1,064,000	1.3%	1,064,000	H30.4.1	0%	0	12,768,000	4.30	㉑	5,490,240	18,258,240
川崎市	990,000	950,000	-4.0%	950,000	H29.4.1	16%	152,000	13,224,000	3.25	⑩	5,069,675	18,293,675
横浜市	1,148,000	1,285,000	11.9%	1,285,000	H28.4.1	0%	0	15,420,000	4.30	㉒	6,630,600	22,050,600
相模原市	891,000	935,000	4.9%	935,000	H19.4.1	12%	112,200	12,566,400	3.20	⑯	4,769,248	17,335,648
静岡市	—	940,000	—	940,000	H15.4.1	0%	0	11,280,000	4.25	⑮	4,794,000	16,074,000
浜松市	931,000	928,000	-0.3%	928,000	H19.4.1	0%	0	11,136,000	4.535	⑱	4,208,480	15,344,480
名古屋	1,161,000	1,100,000	-5.3%	1,100,000	H22.4.1	15%	165,000	15,180,000	3.25	③	5,827,250	21,007,250
京都市	1,030,000	1,100,000	6.8%	1,100,000	H8.7.1	10%	110,000	14,520,000	3.25	⑤	5,612,750	20,132,750
大阪市	1,130,000	1,096,000	-3.0%	1,096,000	H27.12.19	0%	0	13,152,000	4.10	⑧	5,392,320	18,544,320
堺市	900,000	990,000	10.0%	990,000	H9.4.1	10%	99,000	13,068,000	4.30	④	5,619,240	18,687,240
神戸市	980,000	1,110,000	13.3%	1,110,000	H4.5.1	12%	133,200	14,918,400	4.25	②	6,340,320	21,258,720
岡山市	990,000	920,000	-7.1%	920,000	H21.8.1	3%	27,600	11,371,200	4.30	⑭	4,889,616	16,260,816
広島市	1,020,000	1,050,000	2.9%	1,050,000	H8.1.1	3%	31,500	12,978,000	4.30	⑥	5,580,540	18,558,540
北九州市	1,060,000	980,000	-7.5%	980,000	H26.11.1	3%	29,400	12,112,800	3.20	⑰	4,581,696	16,694,496
福岡市	1,080,000	1,040,000	-3.7%	1,040,000	H21.4.1	10%	104,000	13,728,000	3.25	⑨	5,306,600	19,034,600
熊本市	946,000	947,000	0.1%	947,000	H31.4.1	0%	0	11,364,000	3.25	⑱	3,693,300	15,057,300
平均	1,010,889	1,022,474	1.1%	1,022,474	—	—	53,968	12,917,305	3.720		5,104,448	18,021,753
さいたま市	977,000	951,000	-2.7%	951,000	H28.4.1	15%	142,650	13,123,800	3.25	⑪	5,037,922	18,161,722

< 参考 >

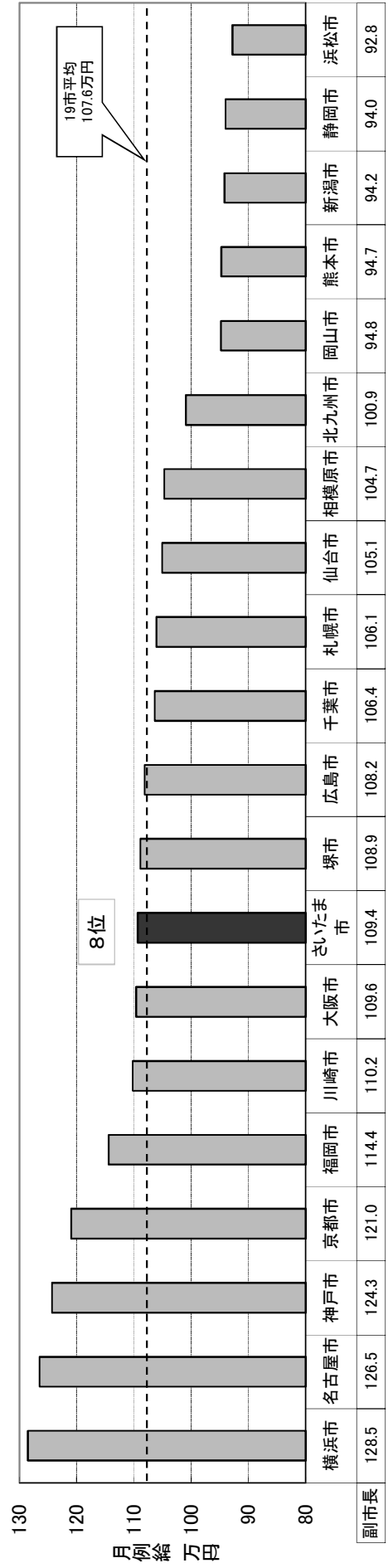
埼玉県副知事	1,150,000	1,134,000	-1.4%	1,134,000	H18.4.1	0%	0	13,608,000	3.25		5,343,974	18,951,974
--------	-----------	-----------	-------	-----------	---------	----	---	------------	------	--	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の月例給比較 (R4. 4. 1時点)

《 市 長 》



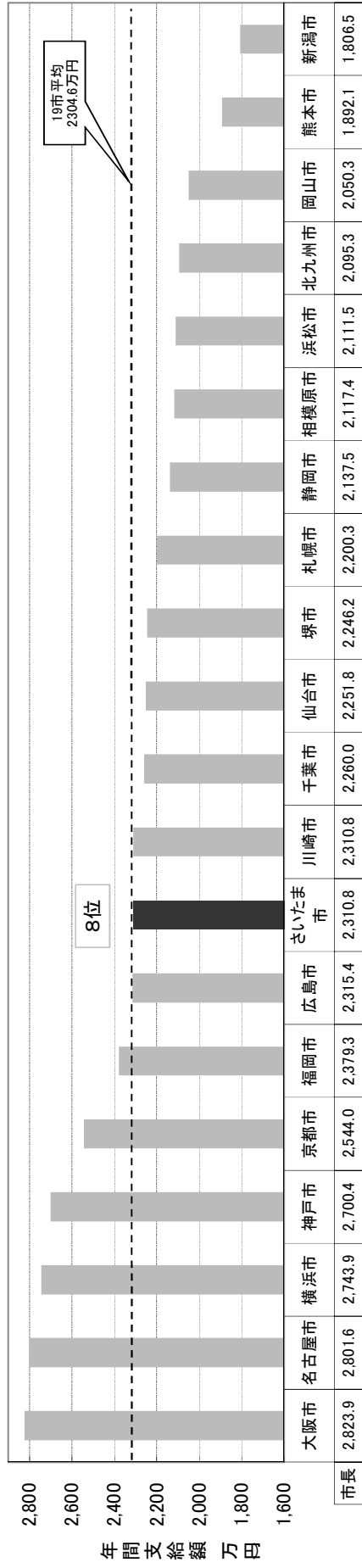
《 副市長 》



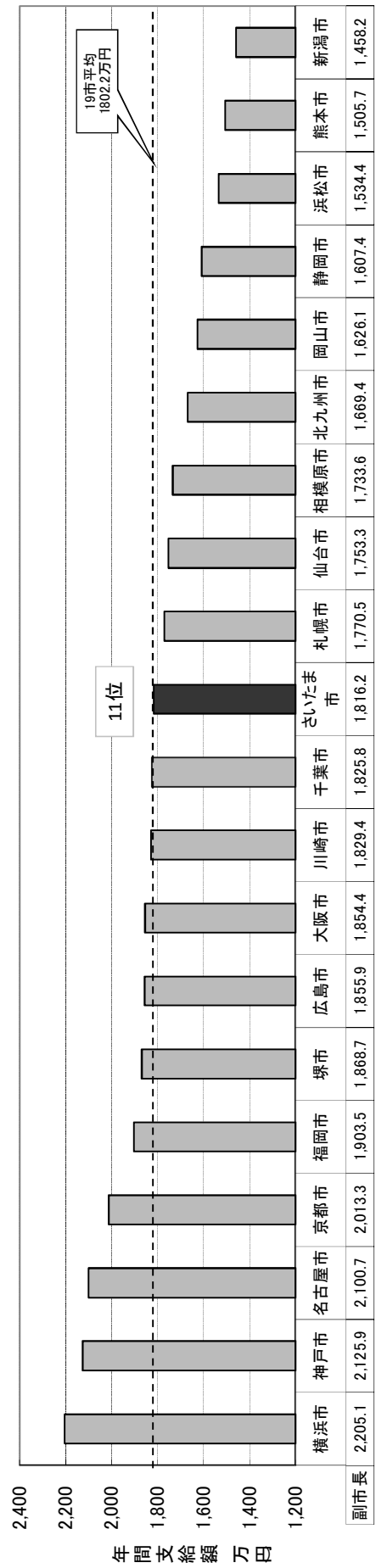


政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較 (R4. 4. 1時点)

《 市 長 》



《 副 市 長 》



政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R4. 4. 1時点)

< 議長 >

(単位:円)

区分	議員報酬月額(月例給)				年間			支給		総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	支給月数	特別給			
							期末手当	年額		
札幌市	930,000	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	3.25	⑩	4,901,000	17,381,000	
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	3.25	⑫	4,806,750	17,046,750	
新潟市	778,000	781,000	0.4%	H28.4.1	9,372,000	2.90	⑳	2,717,880	12,089,880	
千葉市	980,000	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4.30	⑬	4,798,800	15,958,800	
川崎市	1,080,000	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	3.25	⑪	4,853,875	17,213,875	
横浜市	1,200,000	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	4.30	①	6,083,640	20,231,640	
相模原市	738,000	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3.25	⑰	3,671,036	13,019,036	
静岡市	—	824,000	—	H15.4.1	9,888,000	4.25	⑯	4,202,400	14,090,400	
浜松市	824,000	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	4.535	⑱	3,641,605	13,277,605	
名古屋市	1,250,000	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	3.10	③	5,506,374	20,206,374	
京都市	1,050,000	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	3.25	⑤	5,278,000	18,718,000	
大阪市	1,200,000	1,080,000	-10.0%	H27.4.30	12,960,000	3.95	⑥	5,119,200	18,079,200	
堺市	900,000	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4.30	⑨	4,902,000	16,302,000	
神戸市	1,010,000	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	4.25	②	5,814,000	19,494,000	
岡山市	780,000	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4.30	⑮	4,386,000	14,586,000	
広島市	1,030,000	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	4.30	④	5,469,600	18,189,600	
北九州市	960,000	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	3.20	⑧	4,970,400	18,050,400	
福岡市	930,000	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	3.25	⑦	4,995,250	17,715,250	
熊本市	819,000	820,000	0.1%	H31.4.1	9,840,000	3.25	⑰	3,198,000	13,038,000	
平均	971,611	988,474	1.7%	—	11,861,684	3.707		4,700,832	16,562,516	
さいたま市	1,030,000	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	3.25	⑭	4,604,112	16,328,112	

< 参考 >

埼玉県議長	1,160,000	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	3.25		5,391,100	19,119,100
-------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	--	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R4. 4. 1時点)

< 副議長 >

(単位:円)

区分	議員報酬月額(月例給)				年間			支給		総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	支給月数	年末手当(特別給)			
							支給	額		
札幌市	850,000	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	3.25	⑧	4,476,874	15,876,874	
仙台市	920,000	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	3.25	⑬	4,288,374	15,208,374	
新潟市	700,000	703,000	0.4%	H28.4.1	8,436,000	2.90	⑳	2,446,440	10,882,440	
千葉市	880,000	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	4.30	⑫	4,334,400	14,414,400	
川崎市	960,000	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	3.25	⑪	4,335,500	15,375,500	
横浜市	1,080,000	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	4.30	①	5,474,760	18,206,760	
相模原市	672,000	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3.25	⑰	3,360,012	11,916,012	
静岡市	—	735,000	—	H15.4.1	8,820,000	4.25	⑯	3,748,500	12,568,500	
浜松市	735,000	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	4.535	⑱	3,251,595	11,855,595	
名古屋市	1,100,000	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	3.10	④	4,845,610	17,781,610	
京都市	960,000	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	3.25	③	4,853,874	17,213,874	
大阪市	1,060,000	960,000	-9.4%	H27.4.30	11,520,000	3.95	⑦	4,550,400	16,070,400	
堺市	750,000	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4.30	⑩	4,386,000	14,586,000	
神戸市	920,000	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	4.25	②	5,304,000	17,784,000	
岡山市	710,000	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	4.30	⑮	3,973,200	13,213,200	
広島市	910,000	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4.30	⑤	4,798,800	15,958,800	
北九州市	860,000	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	3.20	⑨	4,468,800	16,228,800	
福岡市	850,000	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	3.25	⑥	4,571,124	16,211,124	
熊本市	745,000	746,000	0.1%	H31.4.1	8,952,000	3.25	⑰	2,909,400	11,861,400	
平均	870,111	889,632	2.2%	—	10,675,579	3.707		4,230,403	14,905,982	
さいたま市	920,000	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3.25	⑭	4,114,012	14,590,012	

< 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	3.25		4,787,900	16,979,900
--------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	--	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R4. 4. 1時点)

< 議員 >

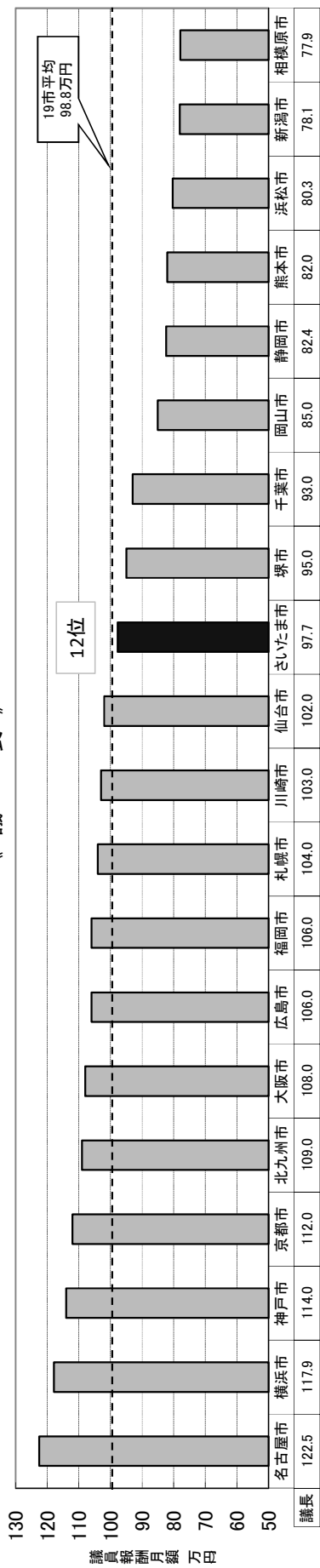
区分	議員報酬月額(月例給)				年間			支給		総額
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		年額		
						支給月数	年額			
札幌市	760,000	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3.25	⑧	4,052,750	14,372,750	
仙台市	850,000	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	3.25	⑫	3,958,500	14,038,500	
新潟市	653,000	655,000	0.3%	H28.4.1	7,860,000	2.90	⑳	2,279,400	10,139,400	
千葉市	810,000	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	4.30	㉑	3,973,200	13,213,200	
川崎市	870,000	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3.25	㉓	3,911,375	13,871,375	
横浜市	970,000	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4.30	㉔	4,917,480	16,353,480	
相模原市	638,000	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	3.25	㉖	3,157,374	11,197,374	
静岡市	—	663,000	—	H15.4.1	7,956,000	4.25	㉗	3,381,300	11,337,300	
浜松市	665,000	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	4.535	㉘	2,938,680	10,714,680	
名古屋市	1,010,000	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	3.10	㉙	4,450,050	16,330,050	
京都市	890,000	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	3.25	㉚	4,524,000	16,044,000	
大阪市	970,000	880,000	-9.3%	H27.4.30	10,560,000	3.95	㉛	4,171,200	14,731,200	
堺市	680,000	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	4.30	㉜	4,024,800	13,384,800	
神戸市	820,000	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4.25	㉝	4,743,000	15,903,000	
岡山市	660,000	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	4.30	㉞	3,663,600	12,183,600	
広島市	840,000	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4.30	㉟	4,437,600	14,757,600	
北九州市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.20	㊱	4,012,800	14,572,800	
福岡市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.25	㊲	4,147,000	14,707,000	
熊本市	675,000	676,000	0.1%	H31.4.1	8,112,000	3.25	㊳	2,636,400	10,748,400	
平均	794,500	812,368	2.2%	—	9,748,421	3.707		3,862,132	13,610,553	
さいたま市	850,000	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3.25	㊴	3,802,986	13,486,986	

< 参考 >

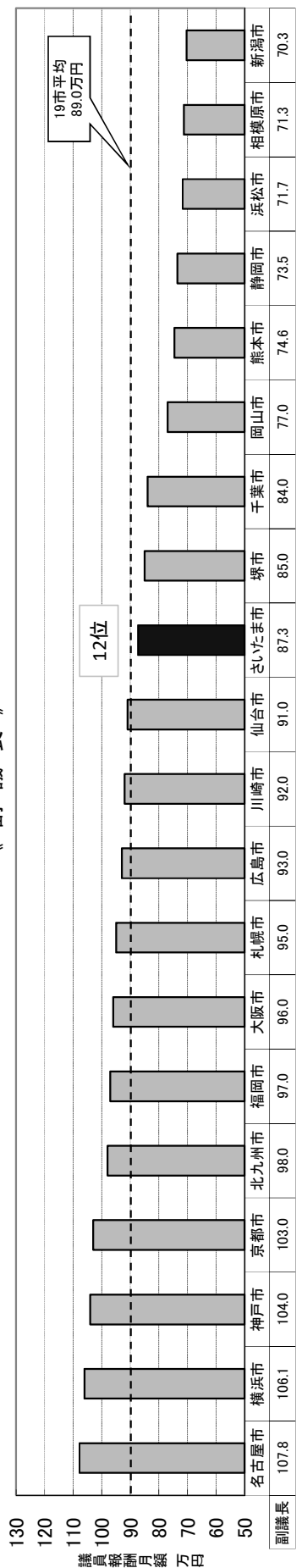
埼玉県議員	940,000	927,000	-1.4%	H18.4.1	11,124,000	3.25		4,368,486	15,492,486
-------	---------	---------	-------	---------	------------	------	--	-----------	------------

# 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較 (R4. 4. 1時点)

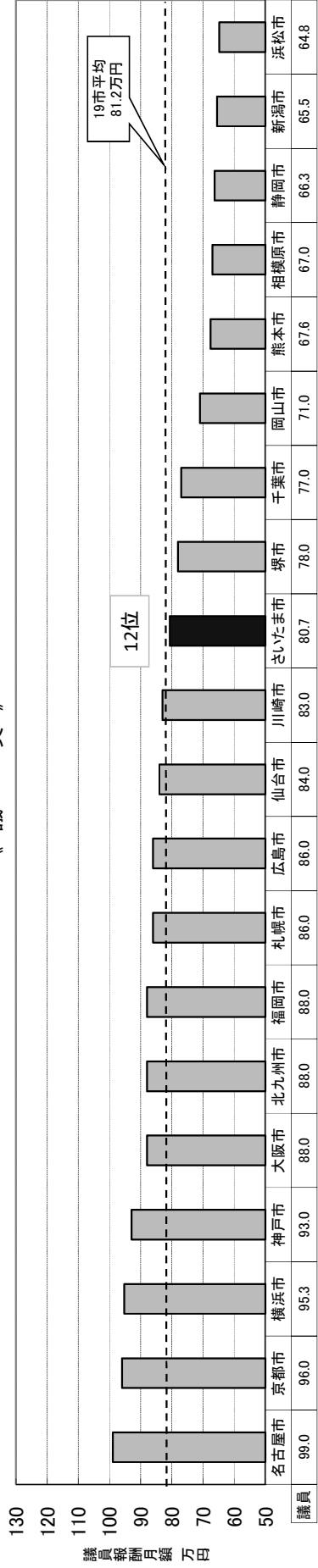
## 《 議長 》



## 《 副議長 》

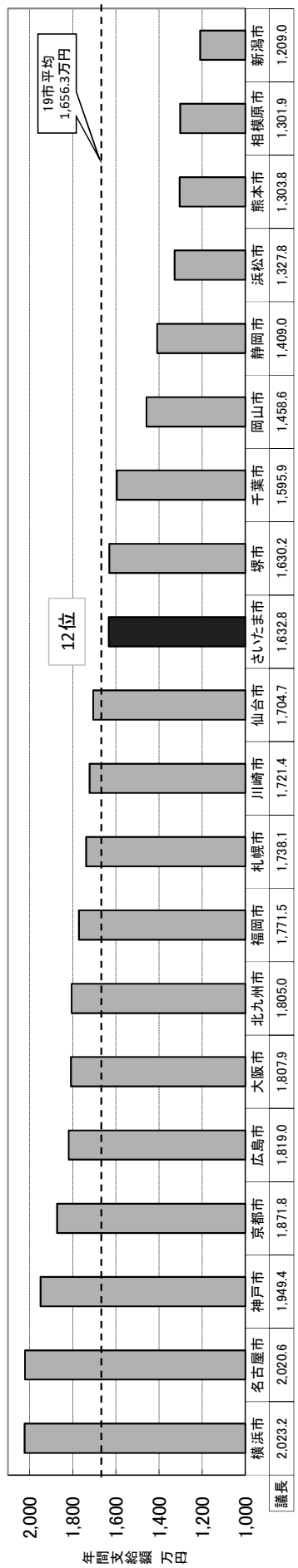


## 《 議員 》

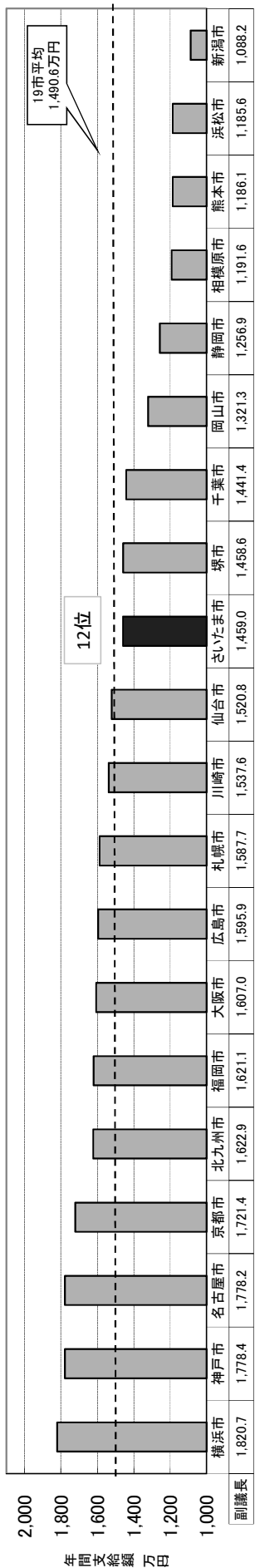


# 政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較 (R4. 4. 1時点)

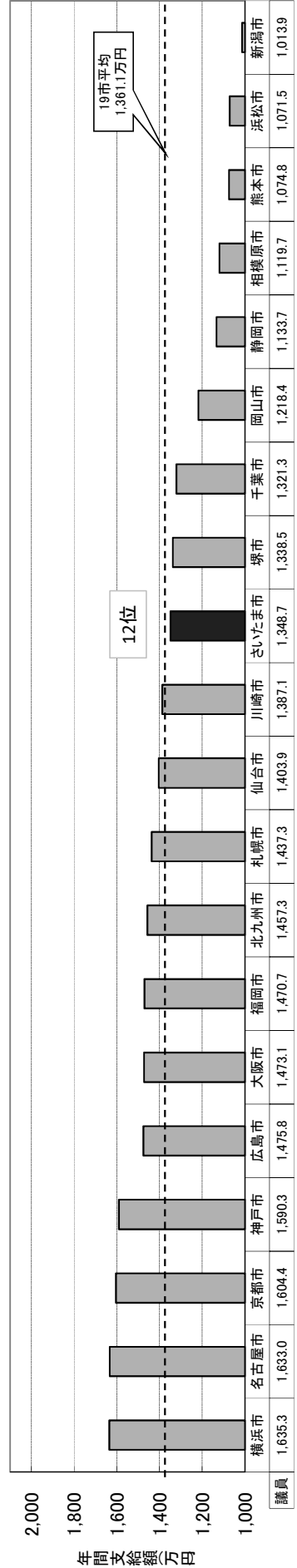
## 《 議長 》



## 《 副議長 》



## 《 議員 》

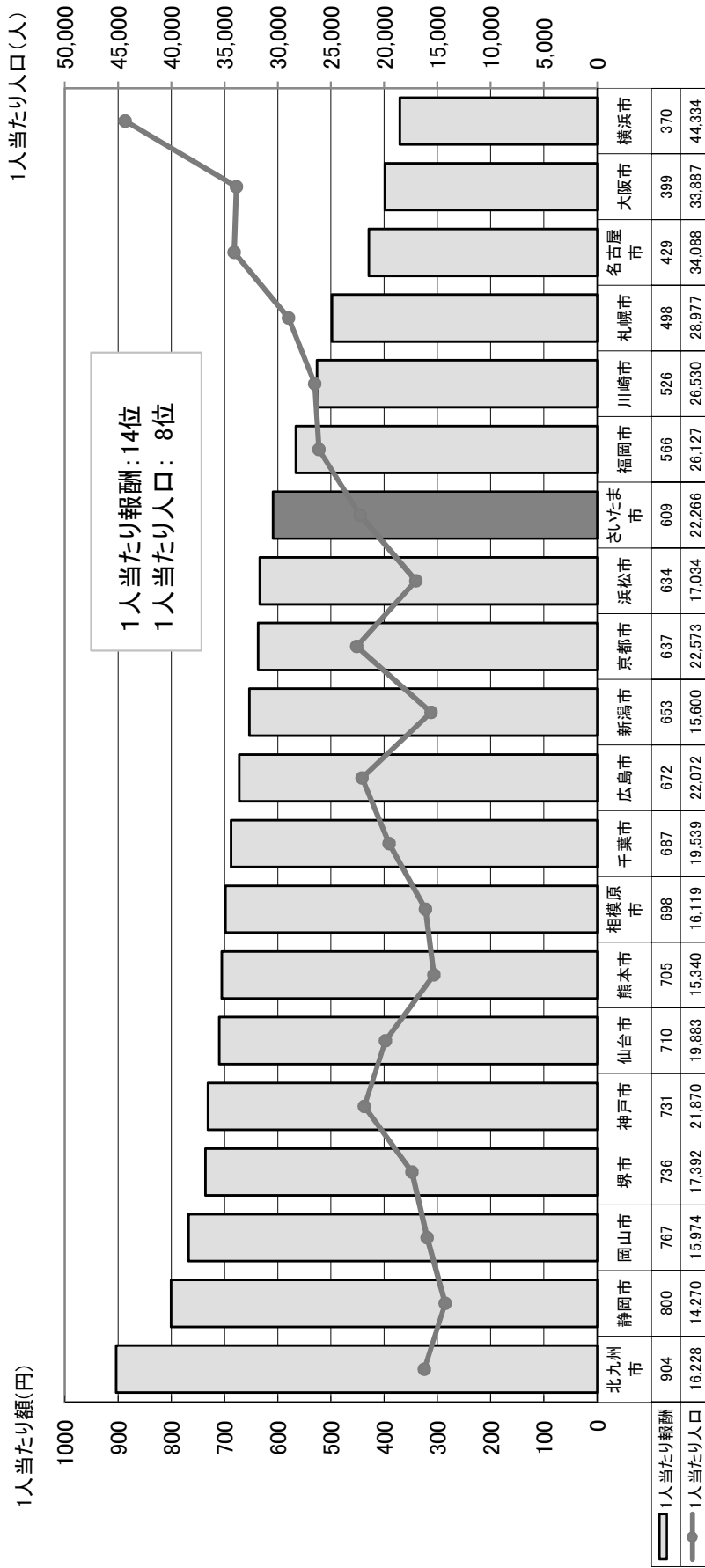


政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

都 市 名	推計人口 <sup>(A)</sup> (R4.4.1)	面積 (km <sup>2</sup> )	行政区の数	議員定数等 <sup>(A)</sup> (R4.7.1)		報酬年間総額 <sup>(B)</sup> (※1)	市民1人当たり額 ( <sup>(B)</sup> 報酬年間総額/人口)	議員1人当たり人口 <sup>(A)</sup> (人口/現員数)
				条例	現員数			
札幌市	1,970,407	1,121.26	10	68	68	981,859,374	498	28,977
仙台市	1,093,543	786.35	5	55	55	776,295,624	710	19,883
千葉市	976,925	271.76	6	50	50	671,578,200	687	19,539
川崎市	1,538,721	144.35	7	60	58	809,386,318	526	26,530
横浜市	3,768,363	437.78	18	86	85	1,395,777,240	370	44,334
相模原市	725,369	328.91	3	46	45	506,422,130	698	16,119
新潟市	779,988	726.28	8	51	50	509,663,520	653	15,600
静岡市	684,940	1,411.83	3	48	48	548,174,700	800	14,270
浜松市	783,564	1,558.06	7	46	46	496,579,118	634	17,034
名古屋市長古屋市	2,317,985	326.50	16	68	68	994,013,885	429	34,088
京都市	1,444,649	827.83	11	67	64	919,653,875	637	22,573
大阪市	2,744,847	225.33	24	83	81	1,094,474,400	399	33,887
堺市	817,441	149.83	7	48	47	601,543,800	736	17,392
神戸市	1,508,996	557.03	9	69	69	1,102,779,000	731	21,870
岡山市	718,820	789.95	4	46	45	551,694,000	767	15,974
広島市	1,191,903	906.69	8	54	54	801,543,600	672	22,072
北九州市	925,002	491.71	7	57	57	835,783,199	904	16,228
福岡市	1,619,893	343.46	7	62	62	916,346,374	566	26,127
熊本市	736,329	390.32	5	48	48	519,325,800	705	15,340
平均	1,386,720	620.80	8.7	58.5	57.9	791,204,956	571	23,952
さいたま市	1,335,982	217.43	10	60	60	813,163,312	609	22,266

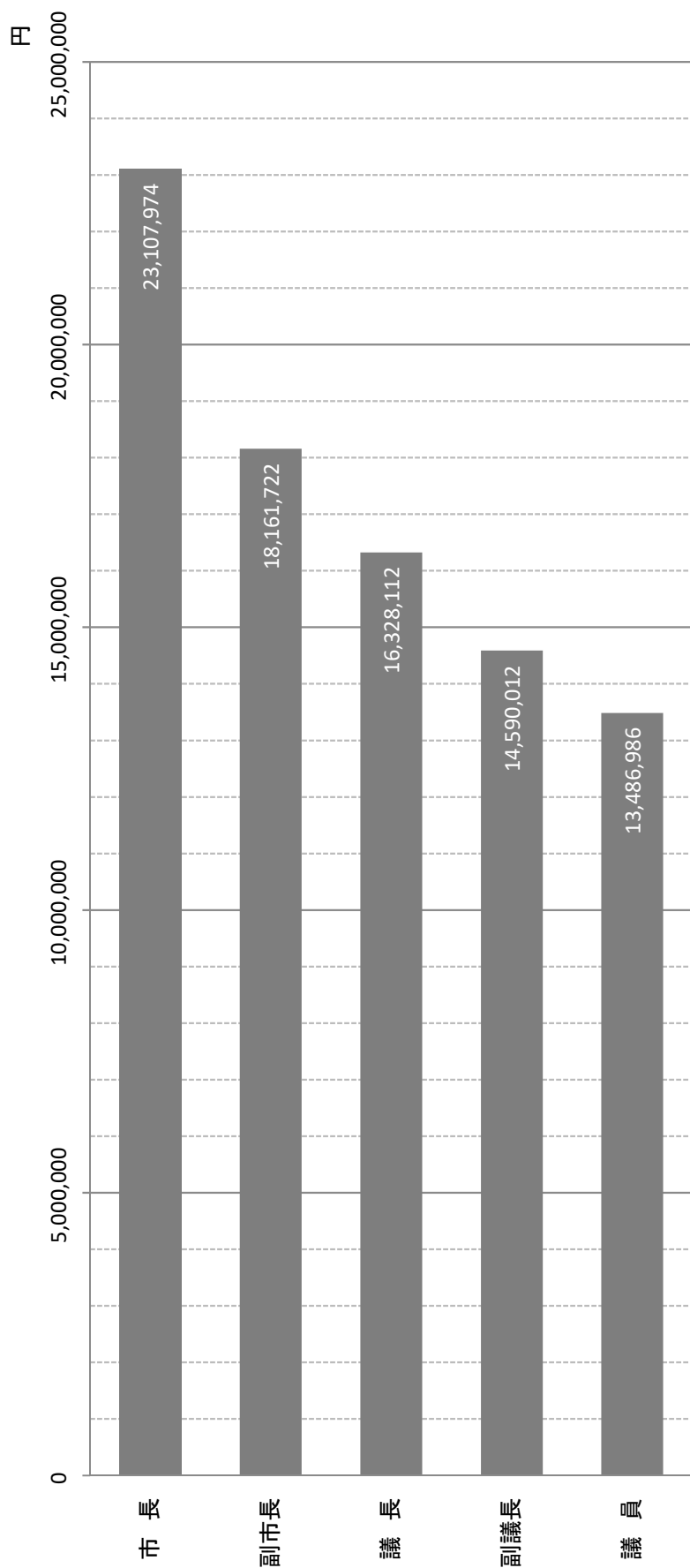
※1:報酬年間総額について、報酬額を減額中の4市(名古屋市、京都市、大阪市、堺市)は、減額後の額で計算。

### 政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額・議員1人当たり人口数の比較





市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較



単位:円

	年間給料・報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,520,000	2,178,000	実費支給	6,409,974	23,107,974
副市長	11,412,000	1,711,800	実費支給	5,037,922	18,161,722
議長	11,724,000	なし	なし	4,604,112	16,328,112
副議長	10,476,000	なし	なし	4,114,012	14,590,012
議員	9,684,000	なし	なし	3,802,986	13,486,986

## 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与

都市名	住民基本 台帳人口(人)① (R3.1.1現在)	歳 入					歳出総額④	支出額⑤
		歳入総額②	市 税					
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位	市民1人 当たり市税 (③÷①)		
札幌市	1,961,575	1,288,833,506	335,437,317	26.0%	18	171	1,272,707,248	166,657,308
仙台市	1,065,932	662,371,544	218,822,321	33.0%	9	205	652,174,052	115,759,265
新潟市	784,774	490,299,973	133,682,198	27.3%	16	170	483,721,487	92,432,549
千葉市	974,726	582,079,580	205,619,762	35.3%	5	211	575,225,264	97,642,811
川崎市	1,521,562	907,176,643	365,387,980	40.3%	1	240	903,211,857	148,540,854
横浜市	3,759,939	2,392,988,333	843,869,813	35.3%	6	224	2,369,287,047	359,094,594
相模原市	718,601	391,464,488	131,083,049	33.5%	8	182	380,200,171	72,437,485
静岡市	694,296	409,765,739	139,758,947	34.1%	7	201	401,389,969	74,014,431
浜松市	799,966	451,429,045	148,177,952	32.8%	10	185	440,426,166	80,105,738
名古屋市	2,300,949	1,513,930,676	594,560,036	39.3%	2	258	1,496,380,572	264,167,652
京都市	1,400,720	1,070,394,828	295,943,361	27.6%	15	211	1,062,840,572	166,433,197
大阪市	2,739,963	2,042,685,098	744,662,939	36.5%	4	272	2,014,653,275	305,795,757
堺市	831,481	509,918,193	151,240,872	29.7%	13	182	507,566,565	85,338,442
神戸市	1,526,835	1,064,734,684	305,465,511	28.7%	14	200	1,043,420,498	185,413,946
岡山市	708,155	431,751,201	128,978,996	29.9%	12	182	414,502,028	79,751,811
広島市	1,194,817	783,966,161	236,747,785	30.2%	11	198	778,023,633	139,404,704
北九州市	944,712	682,339,099	174,595,776	25.6%	19	185	677,136,765	109,321,631
福岡市	1,562,767	1,265,069,654	341,070,017	27.0%	17	218	1,247,829,435	142,585,657
熊本市	732,702	459,325,452	116,856,952	25.4%	20	159	448,374,119	85,265,878
平均	1,380,235	915,817,047	295,366,399	32.3%		214	903,635,301	145,798,090
さいたま市	1,324,589	717,948,173	274,685,901	38.3%	3	207	705,320,564	126,284,400

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は、令和2年度の条例定数に基づき算出した令和2年4月1日時点の支給額。

## ・報酬総額の状況（令和2年度普通会計決算額）

（単位：千円）

人 件 費				市 出						
				市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額						
歳出に占める割合 （⑤ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑤ ÷ ③）	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計 ⑥	歳出に占める割合 （⑥ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑥ ÷ ③）	順位
13.1%	2	49.7%	8	76,093	994,638	1,070,731	0.08%	5	0.32%	6
17.7%	11	52.9%	9	58,332	786,399	844,731	0.13%	15	0.39%	11
19.1%	19	69.1%	19	47,962	527,862	575,824	0.12%	10	0.43%	14
17.0%	9	47.5%	7	59,943	673,902	733,845	0.13%	13	0.36%	8
16.4%	7	40.7%	1	78,987	848,024	927,011	0.10%	6	0.25%	4
15.2%	3	42.6%	4	117,259	1,431,881	1,549,140	0.07%	2	0.18%	2
19.1%	18	55.3%	12	74,125	522,111	596,236	0.16%	20	0.45%	16
18.4%	16	53.0%	10	54,275	555,869	610,144	0.15%	19	0.44%	15
18.2%	15	54.1%	11	52,588	504,088	556,676	0.13%	11	0.38%	10
17.7%	10	44.4%	5	92,204	1,115,772	1,207,976	0.08%	3	0.20%	3
15.7%	5	56.2%	13	86,944	1,092,832	1,179,776	0.11%	7	0.40%	13
15.2%	4	41.1%	2	83,873	1,227,377	1,311,250	0.07%	1	0.18%	1
16.8%	8	56.4%	14	79,074	651,111	730,185	0.14%	17	0.48%	17
17.8%	12	60.7%	16	92,055	1,118,257	1,210,312	0.12%	9	0.40%	12
19.2%	20	61.8%	17	53,766	571,764	625,530	0.15%	18	0.48%	18
17.9%	14	58.9%	15	61,115	812,754	873,869	0.11%	8	0.37%	9
16.1%	6	62.6%	18	71,951	846,572	918,523	0.14%	16	0.53%	20
11.4%	1	41.8%	3	81,938	928,272	1,010,210	0.08%	4	0.30%	5
19.0%	17	73.0%	20	49,591	525,205	574,796	0.13%	14	0.49%	19
16.1%		49.4%		72,214	828,142	900,356	0.10%		0.30%	
17.9%	13	46.0%	6	78,587	816,691	895,278	0.13%	12	0.33%	7

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(令和3年度実績)

	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会開催数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	3	4	2	4	4	4	4	4	3.6	4
	本会議日数	24	37	39	29	18	37	28	25	21	24	16	25	22	34	25	27	25	28	26.7	29
常任委員会	委員会数	6	5	5	5	8	5	4	6	5	6	6	6	6	5	6	6	5	7	5.6	6
	開催日数 (延べ)	74	15	39	52	29	49	29	56	66	105	28	18	22	73	19	63	30	25	45.2	48
特別委員会	委員会数	4	5	2	1	7	6	4	4	4	-	3	4	3	5	3	1	4	2	3.6	8
	開催日数 (延べ)	57	39	24	18	50	54	19	12	24	80	19	20	47	17	33	22	36	5	31.8	37
議委員会運営	開催日数 (延べ)	42	43	22	25	29	26	31	16	33	48	24	26	29	27	23	24	20	17	27.7	41
	合計	197	134	124	124	126	166	107	114	127	257	87	89	120	151	100	136	111	75	131.5	155

注1) 委員会数は、令和3年7月1日現在  
 注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市予算委員会は常任委員会として設置。

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		平成31年 ／令和元年	令和2年	令和3年
本 会 議 ①		28	31	29
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	17	19	15
	文教委員会 (定数12人)	18	16	12
	市民生活委員会 (定数12人)	13	13	9
	保健福祉委員会 (定数12人)	17	20	18
	まちづくり委員会 (定数12人)	16	19	11
	予算委員会 (定数20人)	40	34	28
	開催日数小計(延べ) ②	121	121	93
平均開催日数 ③		20.2	20.2	15.5
特 別 委 員 会	開催日数	60	66	44
	(特別委員会の数)	11	11	8
	平均開催日数 ④	5.5	6.0	5.5
合 計 ⑤ (①+③+④)		53.6	57.2	50.0

【参考】

		平成31年 ／令和元年	令和2年	令和3年
議会運営委員会 (定数12人) ⑥		49	46	26

さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
平成31年 ／令和元年	2月定例会	74	0	0	27	101
	5月臨時会	3	0	0	1	4
	6月定例会	36	0	0	21	57
	9月定例会	40	2	2	10	54
	12月定例会	59	1	5	11	76
	計	212	3	7	70	292
令和2年	2月定例会	101	5	2	11	119
	4月臨時会	9	3	1	2	15
	6月定例会	37	3	2	12	54
	9月定例会	31	1	1	10	43
	12月定例会	43	3	1	6	53
	計	221	15	7	41	284
令和3年	2月定例会	78	4	1	16	99
	6月定例会	25	2	1	11	39
	9月定例会	43	2	0	3	48
	12月定例会	32	0	2	7	41
	計	178	8	4	37	227

- 注1) 平成31年2月定例会の請願には、平成30年12月定例会で継続審査となった請願12件を含む。  
注2) 令和元年9月定例会の請願には、令和元年6月定例会で継続審査となった請願2件を含む。  
注3) 令和元年12月定例会の請願には、令和元年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。  
注4) 令和2年2月定例会の請願には、令和元年12月定例会で継続審査となった請願5件を含む。  
注5) 令和2年6月定例会の請願には、令和2年2月定例会で継続審査となった請願2件を含む。  
注6) 令和2年9月定例会の請願には、令和2年6月定例会で継続審査となった請願3件を含む。  
注7) 令和2年12月定例会の請願には、令和2年9月定例会で継続審査となった請願2件を含む。  
注8) 令和3年2月定例会の請願には、令和2年12月定例会で継続審査となった請願2件を含む。  
注9) 令和3年6月定例会の請願には、令和3年2月定例会で継続審査となった請願4件を含む。

## 令和3年 議会運営状況

### 1. 定例会・臨時会の日程

区分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月2日	～	3月18日	45日間	8日間
6月定例会	6月9日	～	7月2日	24日間	7日間
9月定例会	9月1日	～	10月15日	45日間	7日間
12月定例会	11月24日	～	12月17日	24日間	7日間
合 計				138日間	29日間

### 2. 議案・諮問審議結果

区分	議案内容等	審議結果	件数
2月定例会	予算議案	原案可決	42件
	条例議案	原案可決	17件
	一般議案	原案可決	3件
		同意	14件
		承認	2件
	議員提出議案	原案可決	4件
委員会提出議案	原案可決	1件	
6月定例会	予算議案	原案可決	4件
	条例議案	原案可決	9件
	一般議案	原案可決	4件
		同意	6件
		承認	2件
	議員提出議案	原案可決	1件
	否決	1件	
委員会提出議案	原案可決	1件	
9月定例会	予算議案	原案可決	7件
	決算議案	認定	3件
		認定及び原案可決	1件
	条例議案	原案可決	13件
	一般議案	原案可決	12件
同意		7件	
議員提出議案	原案可決	2件	
12月定例会	予算議案	原案可決	6件
	条例議案	原案可決	8件
	一般議案	原案可決	15件
		同意	3件
委員会提出議案	原案可決	2件	
計			190件

### 3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果		備 考
2月定例会	16件	不採択	12件	
		継続審査	4件	
6月定例会	11件	不採択	11件	
9月定例会	3件	不採択	3件	
12月定例会	7件	不採択	6件	
		継続審査	1件	
計	37件			

注1) 令和3年2月定例会の請願には、令和2年12月定例会で継続審査となった請願2件を含む。

注2) 令和3年6月定例会の請願には、令和3年2月定例会で継続審査となった請願4件を含む。



# 議員の活動内容

令和4年7月31日現在

## 1. 議会活動

### (1) 地方自治法に規定されている会議

(令和4年1月～令和4年7月)	
・本会議	17日
・常任委員会	59回
・特別委員会	17回
・議会運営委員会	21回

### (2) その他の会議

- ・議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長連絡会議
- ・全員協議会 等

## 2. 正副議長の公務 (令和4年1月～令和4年7月)

議長	132日	414件	(内、土日祝祭日	17日	22件)
副議長	112日	275件	(内、土日祝祭日	11日	11件)

## 3. 議員活動

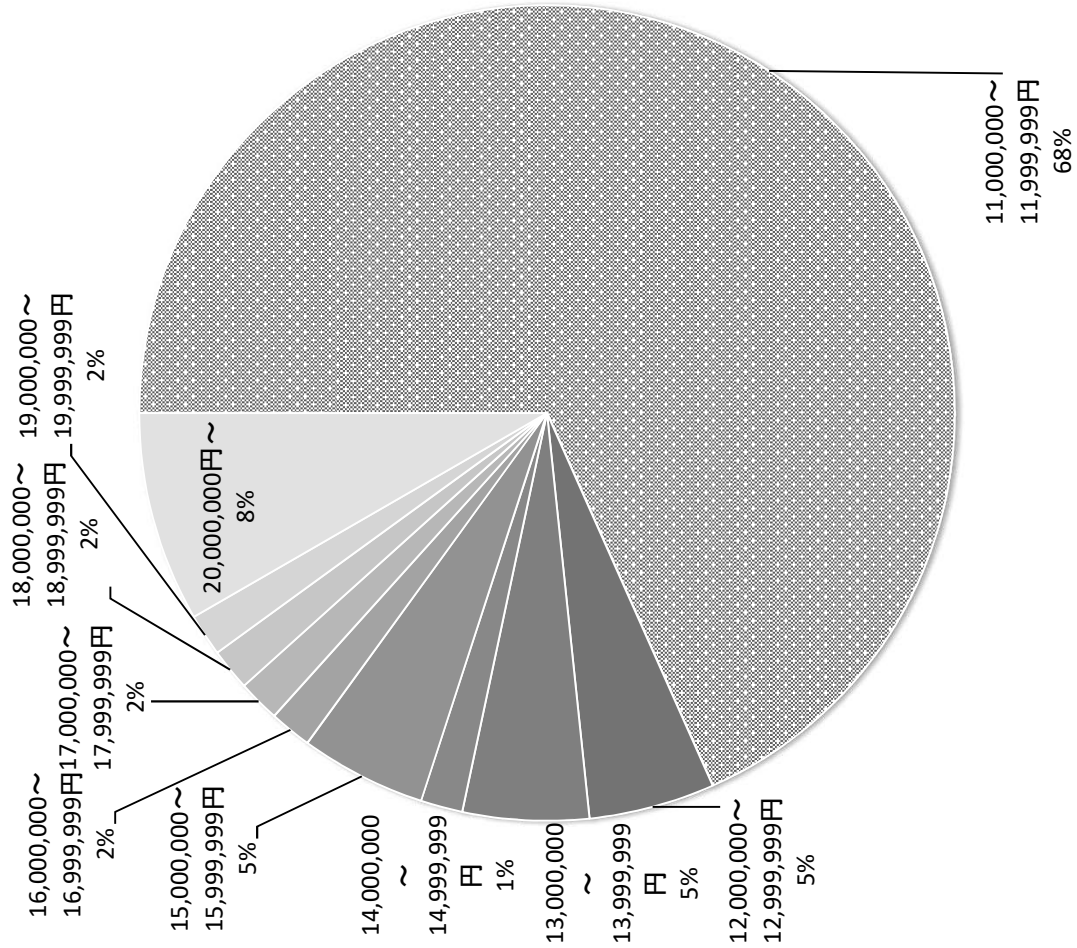
- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

# さいたま市議会議員の所得分布

## 所得額別の人数

所得額	人数(人)
11,000,000～11,999,999円	41
12,000,000～12,999,999円	3
13,000,000～13,999,999円	3
14,000,000～14,999,999円	1
15,000,000～15,999,999円	3
16,000,000～16,999,999円	1
17,000,000～17,999,999円	1
18,000,000～18,999,999円	1
19,000,000～19,999,999円	1
20,000,000円～	5
合計	60

※令和3年分の所得額



## ＜参考＞市議会議員の年齢構成と期数

年代	1期	2期	3期	4期以上	平均
25歳～34歳	1人	1人	1人	0人	2.0期
35歳～44歳	3人	4人	2人	1人	2.1期
45歳～54歳	1人	2人	6人	2人	3.1期
55歳～64歳	5人	4人	7人	9人	3.3期
65歳～	0人	1人	0人	10人	6.0期

令和4年4月30日現在

# 地方議会・地方議員の在り方について

## 【地方議会を取り巻く状況】

地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性

自己決定権の拡大

地方議会の担う役割と責任が増大

地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化

## 【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「専門化」
- ・議員活動領域の拡大

住民の代表者として自主的・自立的に判断  
その責任を住民に対して負う

- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行

- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保

## 【指定都市市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

+

指定都市の議員として

指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる

「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行

自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

## 消費者物価地域差指数（全国平均＝100）

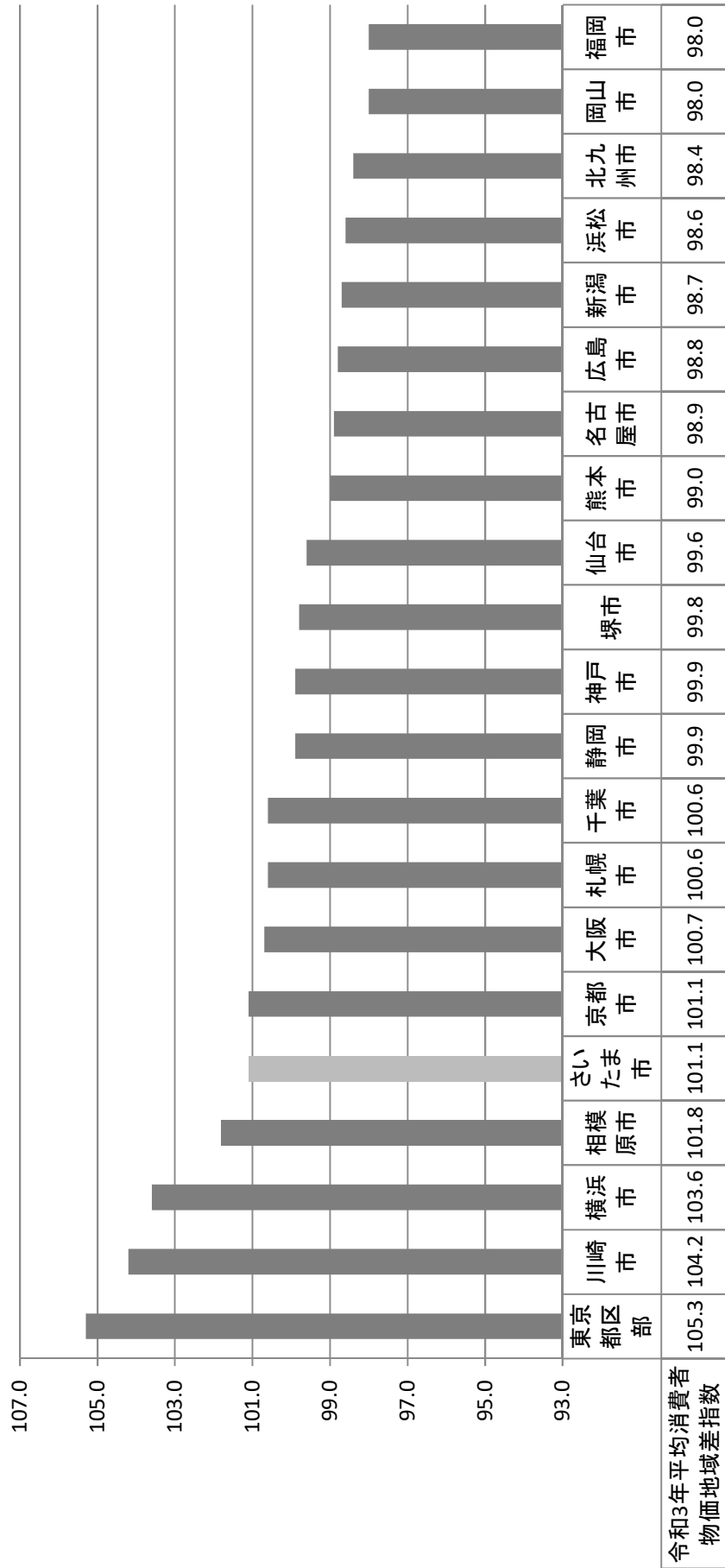
令和3年（2021）

地 域	持家の帰属家賃	家賃を除く総合	食料
	を除く総合		
00000 全 国	100.0	100.0	100.0
01100 札 幌 市	100.6	101.4	101.7
04100 仙 台 市	99.6	99.7	98.4
11100 さ い た ま 市	101.1	101.0	99.6
12100 千 葉 市	100.6	100.8	101.9
13100 東 京 都 区 部	105.3	103.0	102.9
14100 横 浜 市	103.6	102.9	102.0
14130 川 崎 市	104.2	102.6	101.8
14150 相 模 原 市	101.8	101.5	101.6
15100 新 潟 市	98.7	99.1	101.0
22100 静 岡 市	99.9	99.7	99.9
22130 浜 松 市	98.6	99.0	99.7
23100 名 古 屋 市	98.9	98.9	99.2
26100 京 都 市	101.1	100.8	101.5
27100 大 阪 市	100.7	100.1	100.3
27140 堺 市	99.8	100.0	99.3
28100 神 戸 市	99.9	99.9	100.3
33100 岡 山 市	98.0	98.5	101.1
34100 広 島 市	98.8	99.2	101.3
40100 北 九 州 市	98.4	99.0	99.3
40130 福 岡 市	98.0	98.7	97.2
43100 熊 本 市	99.0	99.9	99.7

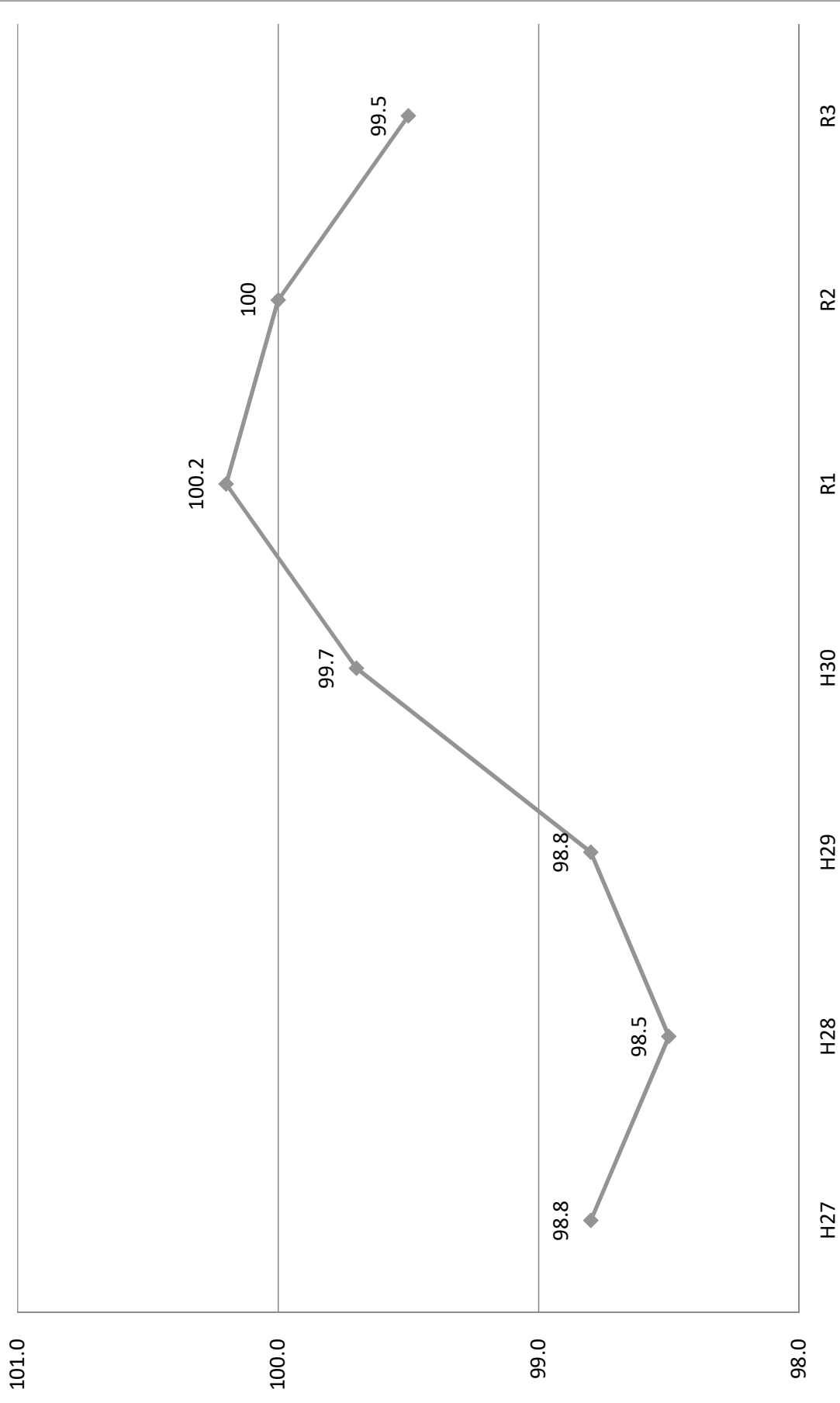
注 1) 小売物価統計調査（構造編）「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。

## 消費者物価地域差指数(全国平均=100)



# さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



令和2年=100

## さいたま市の財政状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	政令指定都市 平均(単純) (R2)	20政令指定 都市中の順位 (R2)
財政力指数	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.86	3位
経常収支比率 (%)	95.6	95.7	97.5	98.7	98.9	97.3	96.7	9位
実質公債費比率 (%)	5.0	5.0	5.1	5.1	5.3	5.8	7.3	7位
将来負担比率 (%)	9.7	5.4	15.3	21.2	32.0	28.2	83.7	6位
地方債残高 (百万円)	435,171	432,798	447,506	458,122	457,254	452,628	900,299	5位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	343	338	346	352	348	342	653	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を含めた20市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いか、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超える等国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超える等国への報告が必要となる。